

北海道告示第10692号

北海道が令和2年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和2年5月27日

北海道知事 鈴木 直道

(経済部所管分 その5)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>地域リモートビジネス支援緊急対策事業</p> <p>北海道中小企業総合支援センターが感染の拡大防止を図りながら中小・小規模企業等の経営相談を継続するために講じるオンラインでの相談環境の整備に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センター</p>	<p>公益財団法人北海道中小企業総合支援センターが行う地域リモートビジネス支援緊急対策事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10/10以内 (255万8千円を限度額とする)</p>	<p>経済第2号様式 経済第7号様式 経済第10号様式 経済第11号様式 経済第23号様式 別に指示する様式</p>	<p>経済第2号様式 経済第10号様式 経済第20号様式 経済第22号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 経済部 地域経済局 中小企業課</p>		